

東北福祉カレッジ

The northeast welfare college

重度訪問介護従業者養成研修統合過程(通学課程)

学 則

1 開講目的

1. 介護福祉分野における教育機関を設置することは、医療、介護に関する専門的な知識を有する優秀な人材を育成するとともに、当カレッジの設置は人材養成を通して地域で安心して住み続けることができる環境整備に寄与することを目的とする。
2. 通信教育制を導入することは、社会活動と知識、教養の向上ならびに日常の就業体制を支援することにつながり、当カレッジの設置は社会全体の好循環を生む架け橋となることを目的とする。
3. 社会貢献を目指す良質な人材が社会活動を安心して継続するためにも、公的な資格を習得することは、更に安定的な生活水準を確保することにつながり、当カレッジの設置は雇用安定を推進することを目的とする。

2 研修授業の名称及び課程

名 称:東北福祉カレッジ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程ース

課 程:重度訪問介護従業者養成研修統合課程(通学授業)

3 場 所

〒983-0861 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町中 3 番地4プラザ和光ビル1F

〒980-0003 宮城県仙台市青葉区小田原 4-2-18

〒983-0003 宮城県仙台市青葉区小田原 4-2-50-2

〒982-0843 宮城県仙台市太白区茂ヶ崎 3-11-10

4 年間の開講時期とカリキュラム

重度訪問介護従業者養成研修統合過程(通学課程)

号	形態	時間	内容
1	講義	8:30～10:30(2H)	重度の肢体不自由者の地域生活などに関する講義
		10:40～11:40(1H)	基礎的な介護技術に関する講義
		12:10～14:10(2H)	コミュニケーションの技術に関する講義
		14:20～17:20(3H)	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①
		17:30～20:30(3H)	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②
2	実習	9:30～12:30(3H)	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習
		13:00～15:00(2H)	外出時の介護技術に関する演習
		15:10～18:40(3.5H)	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習
	演習	18:50～19:50(1H)	喀痰吸引等に関する演習
計		20.5 時間	

年間の開講時期

	日 程	予定受講者数	備 考
第1回	4月1日～4月30日	20名	
第2回	10月1日～10月31日	20名	

5 受講定員

1学級 20名 計2学級 年間 40名

但し、通学課程(面接授業)に関しては開講2週間前までに8名以上の入所希望がない場合開講しないことがある。尚、通信課程に関しては随時開講するものとする。

6 受講資格

1. 国籍を問わず、無資格での受講も認める。
2. 科目の免除を希望している者は期限までに、免除該当資格の資格証明書を提出のこと。
3. 選考に至っては書類・面接等で判断とし、当ガレッジが適切と認めたもの。

7 講師氏名

号	名前	保有資格
1	斎藤 悦子	看護師・介護支援専門員

8 募集要項

① 募集期間

開講する実施月の約1か月前より開講日前日までを募集期間とする。

② 募集方法

新聞、インターネット等による募集及び施設などへの案内により開講を告知する。

③ 受講手続の方法

1. 受講申込書を送付またはFAXしていただく。
2. 申込者に対して受講確認書を送付。受講料振込の案内、開講式の案内を書面にて通知(8日以内電話での解約があった場合、申込解除とし、クーリングオフができる。)する。
3. 本人確認のため証明書(免許書、健康保険証の写し、資格証明書)を添付すること。

4. 受講振込完了後にテキスト、課題集、受講証を配布、これをもって受講手続き完了とする。

9 授業料、実習費など

① 入所料・実習費 0円

② 授業料(※教材費、課題集、修了証書一式含む)

重度訪問介護従業者養成研修

統合過程:29,990(税別)

※実地研修の料金は含みません。別途第三号研修の「実地研修のみ」でのお申込みが必要です。

10 評価及び養成課程・添削指導方法

通学課程

1. 通学授業科目は、12 時間全過程の出席が認められるもので、最終日の評価時に100点満点中70点以上を取得したものが合格となる。
2. 不合格者は補習を行い、再評価を受ける。再評価時、不合格者は未修了となる。

11 研修欠席者および補講の取り扱い

1. 面接事業欠席の場合、他クラスに振替することができる。その際は、事前に事務局に申し出ることにする。
2. 万が一振替出席が不可能な場合、個別補講講義を実施する。その際には 1 時間当たり 3,000 円を別途徴収する。

12 欠席・早退・遅刻

欠席・遅刻・早退時は必ず事前に連絡をすること。原則、早退・遅刻は認めず欠席扱いとなる。

13 休学・復学・退学

休学・復学・退学をする場合、その旨を記載した書類を提出し許可をえなければならない。

14 受講の取り消し

下記に該当する者は退学を言い渡す場合がある。

遅刻、早退、無断欠席を繰り返す場合。

施設の秩序や、研修環境を乱す、又はその恐れがある場合。

故意に物品等を破損または持ち出し等をした場合。

そのほか、受講継続が困難だと判断された場合。

15 修了書の交付

1. すべての通学課程の出席状況、評価試験の 7 割以上の基準点を合格した者に対して、修了証書および携帯用修了証明書を発行する。
2. 修了者の名簿は一元管理し、毎年宮城県に対して修了者実績として報告する。

16 休業日(面接授業)

校長の判断により定められる。(天災ならびに公共機関の遅延が大幅に予想される場合)

17 研修期間

原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、2月の範囲内で修了するものとして差し支えない。

18 使用教材

中央法規 第2版 ガイドヘルパー研修(全身性障害者編)テキスト(3000 円税別)

附則 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。